



# 鳥取県公報

平成 22 年 7 月 6 日 (火)  
第 8 2 0 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (3 件) (426~428) (治山砂防課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (429) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (430) (〃) . . . . . 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (431) (西部総合事務所県民局) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (432) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定居宅介護支援事業者の指定 (433) (〃) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (434) (〃) . . . . . 5
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (公園自然課) . . . . . 5
	建築士免許の取消し (住宅政策課) . . . . . 6
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第426号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 名称

新井B地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市国府町新井字石船ノ下186-5	1号
鳥取市国府町新井字石船ノ下185-2	2号
鳥取市国府町新井字家ノ奥368	3号
鳥取市国府町新井字ネジ山362	4号
鳥取市国府町新井字岡土居218-2	5号
鳥取市国府町新井字中土居169	6号

## 鳥取県告示第427号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 名称

谷一木第2地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市河原町谷一木字中谷口877-1	1号
鳥取市河原町谷一木字中谷口874	2号
鳥取市河原町谷一木字上中谷842	3号
鳥取市河原町谷一木字上中谷830	4号及び5号
鳥取市河原町谷一木字上中谷863-2	6号
鳥取市河原町谷一木字老貫坂929-1	7号及び8号

鳥取市河原町谷一木字上中谷863－3	9号
鳥取市河原町谷一木字中谷口1100	10号
鳥取市河原町谷一木字上中谷870－2	11号

**鳥取県告示第428号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 名称

姉泊地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市気高町八束水字村屋敷671地先道路	1号
鳥取市気高町八束水字鶴木坂2404－1地先道路	2号
鳥取市気高町八束水字鶴木坂2407地先道路	3号及び4号
鳥取市気高町八束水字鶴木坂2408－1地先道路	5号
鳥取市気高町八束水字鶴木坂685－1	6号
鳥取市気高町八束水字鶴木坂685－2	7号
鳥取市気高町八束水字魚見谷2422－1	8号
鳥取市気高町八束水字魚見谷2421	9号
鳥取市気高町八束水字短尾2708	10号
鳥取市気高町八束水字村屋敷686－7	11号
鳥取市気高町八束水字村屋敷684－2	12号
鳥取市気高町八束水字村屋敷682	13号
鳥取市気高町八束水字村屋敷680	14号
鳥取市気高町八束水字村屋敷678	15号

**鳥取県告示第429号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月6日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社CKコーポ	CKライフプラン	鳥取市的場二丁目81	平成22年7月1日	福祉用具貸与、特

レーション			定福祉用具販売
-------	--	--	---------

**鳥取県告示第430号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月6日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社CKコーポレーション	CKライフプラン	鳥取市的場二丁目81	平成22年7月1日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

**鳥取県告示第431号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年8月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年7月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 申請のあった年月日  
平成22年6月29日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人みすず
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
来間 宏子
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市彦名町2690-6
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障害者と一体となって、障害者の自立と社会参加の促進に関する事業を行い、地域で暮らす障害者の健やかな生活とノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第432号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社原商	株式会社原商米子事業所	米子市夜見町2048	平成22年7月1日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

**鳥取県告示第433号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
皆生タクシー株式会社	指定居宅介護支援事業所ぞうの花	米子市旗ヶ崎2207	平成22年7月1日

**鳥取県告示第434号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社原商	株式会社原商米子事業所	米子市夜見町2048	平成22年7月1日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

**公 告**

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称  
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）
- 2 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
財団法人鳥取県観光事業団  
理事長 岡森 裕

鳥取市栄町606

3 指定の期間

平成22年7月1日から平成26年3月31日まで

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成22年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                  |            |
|------------------|------------|
| 1 建築士の氏名         | 加藤 良二      |
| 2 二級建築士又は木造建築士の別 | 二級建築士      |
| 3 登録番号           | 第1805号     |
| 4 免許を取り消した年月日    | 平成22年6月29日 |
| 5 取消しの理由         | 死亡         |

## 雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成22年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成22年7月6日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木 寺 久

1 試験の日時

平成22年11月14日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学鳥取キャンパス

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（（1）は択一式及び記述式、（2）は択一式）により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

（1）行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題するものとし、法令は、平成22年4月1日現在施行されているものとする。

（2）行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

4 受験手続

（1）郵送による受験申込み

ア 提出書類

受験願書一式

イ 提出先及び提出方法

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書とともに配布するあて先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

平成22年8月2日（月）から同年9月3日（金）まで

なお、平成22年9月3日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

エ 受験手数料

7,000円（納付方法については、8により配布する試験案内を参照すること。）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

平成22年8月2日（月）午前9時から同月31日（火）午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面の大変な混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ 受験手数料

7,000円（納付方法は、申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master又はUCに限る。）による決済のみとする。払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。）

5 問合せ先

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階

財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-5251-5600

6 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者に対しては、障害の状態により必要な特例措置（点字試験を含む。）をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って5の問合せ先に必ず相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成23年1月24日（月）午前9時から財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載する。

8 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（平成22年8月27日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 平成22年8月2日（月）から同月27日（金）まで

イ 請求先 〒100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留

財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成22年8月2日（月）から同年9月3日（金）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県総務部県民課	鳥取市東町一丁目220	午前8時30分から
鳥取県総務部政策法務課	鳥取県庁本庁舎内	午後5時15分まで

鳥取県東部総合事務所県民局	鳥取市立川町六丁目176	〃
鳥取県八頭総合事務所県民局	八頭郡八頭町郡家100	〃
鳥取県中部総合事務所県民局	倉吉市東巖城町 2	〃
鳥取県西部総合事務所県民局	米子市糺町一丁目160	〃
鳥取県日野総合事務所県民局	日野郡日野町根雨140- 1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル 5 階	午前 9 時から 午後 5 時まで